○１号認定児童利用者負担額表【認定こども園（教育）・幼稚園】

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 階層区分 | 各月初日の施設等利用児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額（月額）  （4月1日時点） | |
| ３歳以上 | ３歳未満 |
| 第１ | 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯 | | ０ | ０ |
| 第２ | 第１階層を除き市町村民税（４月から８月までの施設等の利用にあつては前年度分の市町村民税、９月から翌年３月までの施設等の利用にあつては当該年度分の市町村民税。以下この表において同じ。）について、地方税法（昭和２５年法律２２６号）の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割を課されない世帯（当該所得割を免除されたものを含む。） | | ０ | ２，１００ |
| 第３ | 第１階層を除き市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得割課税額が７７，１０１円未満である世帯 | ０ | ７，４００ |
| 第４ | 所得割課税額が７７，１０１円以上２１１，２０１円未満である世帯 | ０ | １４，９００ |
| 第５ | 所得割課税額が２１１，２０１円以上である世帯 | ０ | １８，８００ |

（備考）

１　階層区分が、第２階層及び第３階層に該当する世帯の内、次の場合には、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とし、生計を一にする保護者に監護される者、生計を一にする保護者に以前監護されており成年に達した者及び保護者又はその配偶者の直系卑属にあたる者を年長者から数え、２人目以降にあたる児童の利用者負担額を無料とする。

（１）　「母子世帯等」

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの

（２）　「在宅障害児（者）のいる世帯」

次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

①　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１３条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

②　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

③　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（３）　「その他の世帯」

保護者の申請に基づき、生活保護法第６条第２項に規定する要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

|  |  |
| --- | --- |
| 階層区分 | 利用者負担額（月額） |
| 第２ | ０ |
| 第３ | １，８５０ |

２　幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する児童、家庭的保育事業等（同法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける児童、児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第３項に規定する医療型児童発達支援を受ける児童又は小学校第１学年から第３学年までに在学する生計を一にする保護者に監護される児童が２人以上いる場合、年長者から数え２人目の利用者負担額を半額とする。また、生計を一にする保護者に監護される１８歳未満の者（当該年度４月１日時点）が３人以上いる場合、年長者から数えて３人目以降の児童の利用者負担額を無料とする。ただし、所得割課税額が７７，１０１円未満の世帯については、生計を一にする保護者に監護される者、生計を一にする保護者に以前監護されており成年に達した者及び保護者又はその配偶者の直系卑属にあたる者を年長者から数え２人目の児童（以下この項において「２人目の児童」という。）の利用者負担額を半額とし、３人目以降の児童の利用者負担額を無料とし、第１階層を除く市町村民税非課税世帯については、２人目の児童及び３人目以降の児童の利用者負担額を無料とする。